

発議第2号

多可町議会の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を  
改正する条例の制定について

上記の議案を、別紙のとおり多可町議会会議規則（平成17年議  
会規則第1号）第13条第1項及び第2項の規定により提出します。

令和2年5月21日提出

提出者 多可町議会議員 清水 俊 博

賛成者 同 上 山口 邦 政

多可町議会の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

条例第 号

多可町議会の議員報酬及び費用弁償に関する条例(平成 17 年多可町条例第 41 号)の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

(令和 2 年 6 月に支給する議員報酬の月額の特例)

- 3 令和 2 年 6 月 1 日から同月 30 日までの間における議員報酬の月額は、第 2 条の規定にかかわらず、別表に定める額から、100 分の 50 に相当する額を減じた額とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる議員報酬の月額は、同条に規定する額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

多可町議会の議員報酬及び費用弁償に関する条例の新旧対照表

現 行	改 正
<p>附 則 1-2 (略)</p>	<p>附 則 1-2 (略)</p> <p>(令和2年6月に支給する議員報酬の月額の特例)</p> <p><u>3 令和2年6月1日から同月30日までの間における議員報酬の月額は、第2条の規定にかかわらず、別表に定める額から、100分の50に相当する額を減じた額とする。ただし、 期末手当の額の算出の基礎となる議員報酬の月額は、同条に規定する額とする。</u></p>